

別紙

## 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関について

### 1 概要

本県では、外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制を整えるため、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(以下「拠点的な医療機関」という。)」を選出しています。

拠点的な医療機関の選出要件は以下のとおりです。

(1)外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関……カテゴリー1

要件:二次以上の救急医療機関で、多言語対応が可能であること

(2)外国人患者を受け入れ可能な医療機関……カテゴリー2

要件:医療機関(病院・診療所(歯科含む))で多言語対応が可能であること

(診察時間や診療科目に制限なし)

なお、拠点的な医療機関に選出されると、厚生労働省 HP 及び日本政府観光局(JNTO)HP で公開中の医療機関リストに公表されます。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

【日本政府観光局(JNTO)HP】

[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)

### 2 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者の受入れのための設備整備事業補助金の交付申請にあたって

当該事業の補助対象要件として、拠点的な医療機関に選出されていることが必要となります。

当該事業の交付申請時に拠点的な医療機関に選出されていない医療機関にあつては、必ず「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関選出調査票」※を提出してください。なお、選出済みの医療機関でも、登録内容に変更がある場合は要提出となります。。

当該事業の審査とは別に拠点的な医療機関について審査し、選出をします。

※ 調査票作成にあたっては、上記厚生労働省 HP で公開されている医療機関リストを参照してください。